

利用上の注意

* 利用者は、次のことについて関係者及び入場者に責任をもって指示してください。

- (1) 所定の場所以外での飲食や喫煙をしないこと。特に火気に注意すること。
- (2) 非常口、消火設備付近には、物を置かないこと。
- (3) 許可なく、はり紙をしたり、釘類を打たないこと。
- (4) 許可を受けていない寄付行為、物品の販売、広告物の配付は行わないこと。
- (5) 会場及び周辺並びに駐車場の整理が必要と認められるときは、利用者の責任において万全の対策を講ずること。特に周辺路上や付近の迷惑になる場所に駐車しないこと。
- (6) 他人に迷惑をかけたか、風紀を乱す恐れがあると認められる者を入場させないこと。
- (7) 利用した後は、きちんと施設を整備し、器具類は所定の場所に戻すこと。
- (8) 利用者が出したゴミは、必ず利用者が持ち帰ること。
- (9) その他管理員の指示に反する行為をしないこと。

損害賠償

- (1) 施設、付属設備、備品等を損傷、又は紛失した時は、直ちに管理員に届出てください。
なお、損傷・紛失については損害賠償していただきます。
- (2) 条例、規則に違反し、その処分によって利用者に生じた損害、又は駐車場等の利用において、自動車相互の接触等、市及び加賀市スポーツ振興事業団の責めによらないで生じた損害については、市及び加賀市スポーツ振興事業団は賠償等の責めを負いません。

利用許可の制限・取り消し

* 次の場合は、施設の利用を許可しません。又すでに許可してある場合でも利用許可の取り消し、若しくは利用を中止させることがあります。

- (1) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。
- (3) 施設、付属設備、備品等を損傷、又は滅失する恐れがあるとき。
- (4) 管理上支障がある場合、及び行政上重要案件が発生した場合。
- (5) 条例、規則や利用許可の条例に違反したとき、又は管理員の指示に従わなかったとき。

(注) 既納の利用料は、申請者の都合により取消されても返還できません。